

第3回 取手市男女共同参画審議会 議事録

1. 開催日時：令和3年8月31日（火）午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所：取手市役所 議会棟大会議室

3. 出席者：

委員：青木照江、岡田弘文、賀曾利清、志村俊晴、下園敦子、
間宮真知子（敬称略：五十音順）

事務局：市民協働課 課長（佐藤）、係長（松丸）

傍聴人：なし

4. 欠席者：

委員：櫻井由子（敬称略）

5. 議事内容

(1)令和3年度 第三次男女共同参画計画年次報告（令和2年度実績）について

事務局より令和2年度の実績報告について、施策の評価判定や数値目標の達成度（審議会委員や市管理職における女性割合）等、主な実施事業について説明。【資料③-1と資料③-2を使用】

会長：令和2年度の実績報告についてご意見をうかがいたい。

委員：（資料③-1 P.5 市職員の女性管理職割合の表から質問）。市職員の場合の昇進試験について仕組みをおしえてほしい。

事務局：取手市の場合、係長のみ昇進試験制度がある。係長には、昇進試験に合格するか、課長推薦のどちらかで昇格（いずれにしても年齢等の要件あり）。

委員：事務局より、資料訂正「R2年度審議会委員の女性割合について30.8を29.5%に訂正」がありましたが、それに伴い、資料③-2実績報告書のP33のNo93（審議会委員等の女性登用の促進・向上）の達成度評価「A：十分に達成」に変更はあるか？

事務局：前年度（28.4%）より割合が増えた（29.5%に）実績により、評価は「A」のまま。毎年の実績報告でも前年度数値を上回った場合は「A」と評価してきましたので、このまま変更なしとします。

委員：資料③-2実績報告書のP31のNo83（ボランティア休暇制度の普及）の実績報告中、「平

成 30 年度の取得実績はないものの」という表現がある。

事務局：担当課に確認し、修正する。おそらく「令和 2 年度の取得実績はないものの」の誤記。

委員：報告中、男女共同参画情報紙「風」という表現がたくさん出てくるが、男女共同参画紙「風」という表現にしてあるところもある。男女共同参画情報紙「風」に統一したほうが良い。

事務局：統一した表現に修正します。

委員：達成度の評価「A・B・C・D」について、評価者が自分のものさし（基準）で評価している。共通のものさし（基準）ではなく、バランス的にどうなのか。評価指針をある程度、明確化したほうがわかりやすいのでは。

事務局：所管課が自課の事業を評価するしかない。評価方法の明確化については、第四次計画の評価方法を各課に示す際に考える。この審議会でもご意見をいただきたい。

委員：実施事業の評価は所管課しか見えないもの。C・D 評価はあきらかにわかることだが、A・B は所管課における主観的な評価。従前にも指摘されていたこと。

委員：p45 の No169 農業委員会の実績で「平成 28 年度より 2 名の女性委員が任命」とあり、評価は B。他課の「パンフレットを配置」という報告で B 評価と同等というのはどうでしょう。各課からの報告とその評価で、このようなケースの場合、男女共同参画所管課として確認したり、意見しているんですか。

事務局：前年度と比べて、新規事業を行うなど拡大しているにも関わらず、B 評価のままの場合は、問い合わせて A にするべきかを確認している。ご指摘の農業委員会の部分は平成 28 年度から女性 2 名と変わっていないため、B 評価としたと認識している。

委員：以前は誰もいなかったり、1 名だったので、増やした方が良いという意見が出ていたと思う。農業委員というなかなか女性が入りにくかった組織に、女性 2 名を減らすことなく継続しているということで、評価のグレードをあげても良いのではと感じる。

事務局：ご意見を所管課に伝え、調整いたします。

委員：項目が多いため、所管課への確認作業は大変だと思う。先ほど別の委員の方がおっしゃっていたように、指標のようなものや、着目すべきポイントをいくつか提示したほうがいいですね。

事務局：第四次計画の達成度評価について、評価がしやすいよう、所管課によってバラつきがな

いように指標や評価マニュアルなどを示し、工夫したい。

委員：評価方法については、他の委員のみなさんと同じ意見。実施したことがわかりやすく目で見えるのは数値目標。数値目標以外の各所管課の実施事業の評価については、最終的には基本目標の目標値につながっているかどうか重要だと思う。目標達成のために各課が実施したことが、基本目標の達成につながっているかの検証をするべき。

事務局：先ほど申しあげました第四次計画の達成度評価の指標を所管課に示す際に、そのことについても触れたいと思います。

会長：ほかに令和2年度の実績報告について質問やご意見はございますか。

委員一同：～特になし～

(2)計画案内容（第3章：具体的施策。指標目標）について

事務局：計画案の第3章（具体的施策、指標目標）について、前回の第2回審議会にてご意見をいただき、所管課と協議し修正した点を説明。【資料①を使用】

会長：計画案第3章の前回審議会意見による調整点についてご意見、ご質問をうかがいたい。

委員：43頁のリベンジポルノの注釈中、「復讐」の変換ミスで「復習」となっていますので、修正してください。

事務局：修正いたします。

委員：前回の意見から、44頁以降について改善が見られた。従来の形式にとらわれず、男女共同参画の視点をそれぞれの項目に設けたのがよかったと思う。

委員：40頁のDV相談フロー図について質問です。被害者の最初の相談先の一つである警察の連絡先で「110番」と記載してあるが、取手警察署の担当課（生活安全課など）の電話番号を示したほうがよいのでは。110番は事件や事故があった場合の緊急時の番号。

委員：DV被害の相談なので、このチャートでは、危険性があるということで110番でよいのでは。

委員：110番通報はどこからかかってきたかわかる仕組みになっているが、警察署への直電はそうではない。また、110番通報は折り返し警察から電話がかかってくる。緊急を要する場

合は110番通報が一番いい。

委員：緊急性がある時は当然110番。ただ緊急性を要せず、困って相談やアドバイスをもらいたいときに110番はかけにくい。

事務局：緊急性がない案件であり、困りごとを気軽に相談できる先として取手警察署の担当課名と電話番号を110番とともに掲載しようと思います。

委員：担当課と話し合っより具体的な取り組み内容になっているが、ただ表現が固い部分があり、ぱっと見た感じわかりにくい部分もある。もう少しこなれた表現でもいいのでは。

それから、50頁の「(13) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備」の部分に「男女共同参画の視点」を入れてわかりやすくなったが、これを見ると女性の割合が高齢者には多いので、高齢女性が困難に陥らないように支援とありますが、実際のところ、生きがい・居場所づくりなど男性の高齢者の取り組みをしているので、男性高齢者についても触れたほうがいいのでは。

また、52頁「(15) 外国人住民が安心して暮らせる環境の整備」の部分も同様に「男女共同参画の視点」の内容と具体的施策の内容があまり繋がらないと感じる。表現について再考した方がいいのでは。

委員：前回よりわかりやすくなっていますが、再度細部を見直していただいて、より良い言葉・表現が出てくるのでは。

事務局：再度確認し、調整いたします。

会長：ほかに計画案第3章の具体的施策について質問やご意見はございますか。

委員一同：～特になし～

会長：では、計画案について本日の意見を事務局で調整願います。

(3)取手市男女共同参画推進条例の改正（案）について

事務局：前回いただいたご意見から、条例改正のポイントを絞って作成し直した。この条例が施行された平成17年から16年の間、条例に関連する社会の変化（①性的マイノリティ人権尊重の高まりと新たな価値観の創出②絶えない性暴力やDV等の被害、セクハラ以外のハラスメントの顕在化③働き方改革関連法、女性活躍推進法など新たな社会制度の制定）から、男女共同参画の概念に従来の男女間の性差に基づく社会的格差の是正だけでなく、性的マイノリティも含めたすべての人の人権を尊重することを加え、用語の整理見直しを行った。

第2条の用語解説で性的マイノリティについて新規追加とDVについて修正。第7条、第8条で

性別等（性的マイノリティ含む）を理由とした差別を禁止することが最低限改正が必要な部分。その他の条についての改正案は、2、7、8条で性が多様であることを示したことから、「男女」に限定した表現を残さず、「すべての人」が平等に取り扱われるよう文言を整理した。必要最低限部分のみ改正とするか、「男女」の表現をすべて修正するか、委員のみなさんに意見をお伺いしたい。【資料②を使用】

参考情報として、国の男女共同参画条例は「男女」のまま改正なし。茨城県は、性的マイノリティに関する必要最低限部分のみ改正し、「男女」の表現はそのまま。全国的に見ると、いくつかの都市では条例中「男女」の表現をすべて2つの性別に絞らない表現に改正したところもあります。

会 長：先ほどの事務局の説明にあったように最初に条例を作成し、16年間で男女共同参画をとりまく社会は大きく変わってきました。国、県や特色のある他市町村の改正の有無を参考に取手は取手らしい条例にあるように改正を考えていかなければなりません。

資料②条例改正案について皆様のご意見をお願いします。

委 員：改正案のポイントからすれば、改正案は適切と感じる。条例の前段である付則は3つのパートに分かれており、第一段目がこれまでの取手、第二段目が条例制定時の取手、最後の第三段目が取手の将来像を描いています。改正案では第三段目に手を入れてありますで、良いのでしょうか。

ほかに気になる点を2点ほどあげますのでおしえてください。

1点目は、第2条の定義（1）男女共同参画の説明部分で文章の構造が改正案で変わっている。「もって」という言葉を改正後は外している。「もって」を抜いてしまうと前段と後半の文章が並列になり、意味合いが違ってきてしまう。どういった意図で「もって」を抜いたのか。

2点目は、第3条の基本理念の第1項について。現条例では、男女共同参画の推進について4つあげている。①個人としての尊厳が重んじられること、②性別による差別的扱いを受けないこと、③個人としての能力を発揮する機会が確保されること、そして④つ目「その他の男女の人格が尊重されるよう行わなければならない」。この④つ目について、条例解説にも掲載されておらず、解釈をおしえてほしい。「その他」が何を指しているのか。この解釈がわからないと改正案を協議できない。

事務局：1点目の「もって」について。第2条の定義（1）の改正案の意図は条例の基本的意味合いは変えずに、「男女」を2つの性別に限定しない言い方に変えようとしただけです。条例「もって」の使いかたについて、条例の基本的意味が変わらないように、法制担当に相談し、再考します。

2点目の第3条第1項については、事務局でも正直、解釈について迷った部分。委員の方の中には16年前の条例作成時に携わっていた方もいらっしゃるのでは、覚えておいでであればおしえてほしい。当時の資料もデータでは見あたらなかったが、再度調べてみます。

（委員へ後日補足…市の条例は国の条例を基本とし作成したもの。国の解説に「その他」の意味

がありました。→「その他の男女の人権」は、具体的には、生命、自由、幸福追求に対する権利や奴隷的拘束がなく政治信条の自由が確保されることなどが考えられる)

会 長：私も議事録など当時の資料が残っているか探してみます。その他、ご意見はございますか？意見がないようでしたら、事務局で先ほどの意見をまとめ、確認し、修正などをして次回提示してください。

事務局：再度、確認させてください。今回の改正では16年前から変わったこと（性的マイノリティの方の人権尊重と差別禁止、DV 定義の見直し）のみの改正とするべきか、その他、「男女」に限定した表現についてもすべて整理し見直したほう良いのか、ご意見をいただきたい。

会 長：資料改正案の太枠部分のみの改正か、「男女」表現をすべて見直すか。みなさんいかがでしょう。

委 員：「男女」の言葉の定義について、資料の改正案3つのポイントにあるように、社会の動きから見て16年経っているため、社会の潮流からいって、「男女」から「すべての人」に変更しても問題ないと私は思います。

委 員：内容が変わらないのであれば、全部直したほうが読みやすいかなと思います。しかし、条例名が「男女共同参画推進条例」と「男女」が残ったままですので、そうすると矛盾してしまう。その矛盾を受け入れるのであれば、今回の改正は改正案の太枠部分のみでも良いという考え方もある。ただ、その場合は、条例中に一言、「男女」とは「性別にかかわらずすべての人」という意味に読みかえると注釈のようなものを入れるという方法もあるのでは。

委 員：条例名に「男女」という表現がある限り、条例中、「男女」と「すべての人」という2つの表現を混在して使うしかないと思う。なぜかという第三の性ということを容認していく時代になっているという事実があります。それに「男女」という言い方だと、いつも「男」が先という論点になります。「女男」、「すべての人」などいろいろな表現が考えられますが、わかりやすくするのであれば、「男女」表現を残して混在して使うしかないのではと思う。国の法律、茨城県の条例も「男女」表現のままですので、私は「男女」と「すべての人」を混在して使って良いのではと思います。

委 員：私も今の状況では混在して使って良いのではと思います。定義の部分で「男女共同参画」とは「性別等に関わらず、すべての人が」と改正するので、全て「男女」表現を直さず、言い換えた方がよい部分のみ「すべての人が」に変えればよいと思います。

会長：今回の意見をもとに事務局にて条例改正案を修正して次回の審議会に諮るということでしょうか。

委員全員：異議なし

会 長：では、本日の意見を事務局で整理願います。

（４）次回審議会日程について

事務局：第４回審議会は、副市長及び部長から組織される庁内推進会議と庁内職員全般で意見を諮った計画の素案と、事務局で修正した条例改正案をお示しします。10月21日(木)午後で調整をお願いします。